

鈴鹿市告示第15号

鈴鹿市企業版ふるさと納税実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年1月27日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市企業版ふるさと納税実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市企業版ふるさと納税実施要綱（令和3年鈴鹿市告示第221号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、鈴鹿市企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に基づく市のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）の実施に関し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。<u>第4条第3項</u>において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2号様式（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>地域再生法<u>第13条の3</u>に規定する鈴鹿市企業版ふるさと納税（鈴鹿市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。</p> <p>略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、鈴鹿市企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に基づく市のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）の実施に関し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。<u>第4条第2項</u>において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2号様式（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>地域再生法<u>第13条の2</u>に規定する鈴鹿市企業版ふるさと納税（鈴鹿市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。</p> <p>略</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。